

本田技研工業株式会社における意匠権の エンフォースメント

本田技研工業株式会社 知的財産部長
知的財産部 四輪事業知財室 商品知財BL 意匠Gr 主幹
知的財産部 二輪事業知財室 商品知財BL 意匠商標Gr 主幹

別所弘和
野上成清
荒井秀年

目次

I. 当社の意匠権権利行使事例

1. 日本 スーパーカブ事件
2. 中国 スクーター意匠権侵害訴訟
3. 中国 自動車意匠事件

II. 権利行使時に使える意匠権とするために

1. 図面
2. 特徴記載
3. 出願時期
4. 関連意匠制度

III. 最後に

当社では、近年積極的な知的財産活動に取り組んでいる。特に1990年代後半に中国などアジアで発生した二輪車の模倣品については、毅然とした対応を取るという方針を定め、知的財産権に基づく侵害訴訟を各国で起こしてきた。当時、アジア諸国では知的財産権に基づく侵害訴訟はほとんど無く、あったとしても海賊版に対する著作権侵害訴訟や、有名ブランド品の模倣品に対する商標権侵害訴訟くらいであった。二輪車の模倣品への知的財産権の権利行使は、参考になる事例がない中で、手探りでやっていくこととなった。様々な困難に直面し、スムーズに訴訟が進行するというようなケースもなかった。当然、弁護士も不慣れであり、弁護士とともに学んでいるという感じであった。一方この苦労によって得たものも大きかったと感じている。その後の訴訟のハンドリングもさることながら、意匠権の権利の取り方についても工夫をするようになった。本稿では、訴訟で学んだことから、訴訟の経験を踏まえた意匠出願の考え方について紹介をしたい。

I. 当社の意匠権権利行使事例

1. 日本 スーパーカブ [図1] 事件

本件訴訟は、新興国の模倣品問題への対処ではなく、50年ほど前に日本で起こった訴訟である。この訴訟を振り返ることにより当時の当社が何を経験し、その後の意匠の仕事に活かしたかを確認したい。

当社はS社の製造販売(SU50、U50D、U70)、Y社(M70、MJ-2、MJ-2K、MF-2、MF-2K)にかかる自動二輪車の意匠の支配的構成要素が、本件登録意匠のそれに酷似すると主張した。

登録意匠の構成要素として、①横S字形の車体(前後輪) ②横一文字(チェーンケース) ③Z形の直線的要素(リヤクッション)を説明し、これらの形態が全体観察上の支配的要素で看者に美感を与えると主張した。

S社・Y社は、それぞれ反論するも、①、②、③の形態はパイオニア的なものとして認められ権利侵害が認定された。

②横一文字(チェーンケース)と③Z形の直線的要素(リヤクッション)の形態は、比較的認定が容易であるが、本件意匠の側面で多くの面積を占める①横S字形の車体(前後輪)については、イ号意匠[図2]との対比説明において丁寧かつ慎重に主張している。

また、提訴にあたっては、本件意匠の類似意匠として登録されていた意匠についても手当をしている。類似意匠は個々で権利を有するものではなく、本意匠の類似範囲に入るものが登録となる。言い換えれば、類似意匠を出願することで本意匠の権利範囲外延を示すことが可能になる。当時は権利範囲外